

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当天的に於ては、
日曜日及び
祭日を除く)

目次
◇告示 昭和三十八年五月鳥取県告示第二百二十三号の廃止

◇教委告示 臨時教育委員会の招集
◇公告 電気工事士試験の実施
二級建築士試験の実施

◇正誤 昭和三十九年一月二十一日付け鳥取県規則第四号中訂正

告示

鳥取県告示第二百三十二号

昭和三十八年五月鳥取県告示第二百二十三号（鳥取県立准看護学院の養成所の指定について）は、廃止する。

昭和四十年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年四月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 昭和四十年四月三十日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県産業教育審議会委員の任命委嘱について

(2) その他

公出

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、
電気工事士試験を次の要領により実施する。

昭和40年4月27日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和40年6月20日（日曜日）13時から15時まで

イ 場所 鳥取市東町1～220 鳥取県庁講堂

ウ 場所 米子市加茂町2～16 米子商工会議所

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体の基礎概念 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋内配線 5 屋内配線

電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の取付け方法 3 コード及びキャブライヤケーブルの取付け方法 4 接地工事の方法
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
配線図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物の保安に関する法令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号） 2 電気工作物規程（昭和29年通商産業省令第133号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第244号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）

(3) 受験手続

次の書類を鳥取市東町1〜220 鳥取県商工労働部商工指導課監理係に提出すること。

- なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第10条第1項各号及び第2項に該当することを証明する書類を添付すること。
- (ア) 受験願書 電気工事士法施行規則様式第6によること。
- (イ) 写真 受験願書提出前6月以内に撮影した縦8センチメートル横6センチメートルで上半身正面を撮影したもので裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。

(4) 受験願書の受付期間

昭和40年5月1日から昭和40年5月31日まで

(5) 受験手数料

1, 000円の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ消印しないこと。

(6) 受験票

受験票は、願書を受け付けた場合にのみ交付する。

2 技能試験

筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和40年8月8日（日曜日）午前9時から

イ 場所 鳥取市立川五丁目 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 試験科目

ア 電線の接続

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法

オ コード及びキャブライヤケーブルの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

(3) 受験票

受験票は、筆記試験の合格者及び筆記試験を免除された者に交付する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による昭和40年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和40年4月27日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験期日 昭和40年7月24日（土）、25日（日）
- 2 試験場所 鳥取市東町2丁目 鳥取西高等学校
- 3 受験申込期日 昭和40年5月17日から5月28日まで
- 4 試験科目
 - (1) 建築計画 (2) 建築施工 (3) 建築法規 (4) 建築構造
 - (5) 建築設計製図
- 5 その他 詳細については、鳥取県土木部建築課又は各土木出張所（鳥取土木出張所を除く。）に問い合わせてください。

正

誤

昭和三十九年一月二十一日付け鳥取県規則第四号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
七	上から十一	日間とする。	月間とする。